

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 4 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市条例第 16 号

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 37 年瀬戸市条例第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 24 条の規定に基づき、瀬戸市公民館（以下「公民館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 法第 20 条に規定する目的を達成するため、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 公民館の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（職員）

第 4 条 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（使用時間）

第 5 条 公民館の使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までの範囲内とする。

ただし、第 17 条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が教育委員会と協議して定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

（休館日）

第 6 条 公民館の休館日は、1 月 1 日から同月 5 日まで及び 12 月 28 日

から同月 31 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第 7 条 公民館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。

- 2 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 法第 23 条の規定に該当するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 施設等の管理上支障があるとき。
- (5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(使用料)

第 9 条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用料（以下「使用料」という。）として、別表第 2 に定める使用面積欄に掲げる面積に応じた使用時間 1 時間ごとの単価に使用時間数を乗じて得た額及び別表第 3 に定める額を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他の団体が施設等を使用する場合は、前項の規定により算出した額の 1.5 倍に相当する

額を納付しなければならない。

3 使用料は、第7条第1項の許可を受けた際納付しなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(特別の設備等の使用)

第12条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が前2条の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は教育委員会の指示に従わないとき。
- (3) 使用者が使用料を納付しないとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) 公共の福祉その他やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、教育委員会が必要と認める場合にあっては、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設等の使用を終えたとき、又は前条の規定により施設等の使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 公民館に入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者)

第17条 教育委員会は、公民館の管理及び運営を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第18条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第22条の規定に基づく事業の実施に関する業務
- (2) 公民館の施設管理及び運営に関する業務
- (3) 公民館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し教育委員会が必要

と認める業務

2 第7条、第8条、第12条から第16条までの規定は、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第7条第1項、第8条及び第12条から第15条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条、第8条、第12条及び第14条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第16条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「使用料」とあるのは「利用料（第19条第1項に規定する「利用料」をいう。）」と読み替えるものとする。

（利用料）

第19条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に公民館の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料の額は、第9条の規定により算出した額を超えない範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更する場合も同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料の額等を公表しなければならない。

4 第9条から第11条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料に準用する。この場合において、第9条第1項及び第2項中「使用」とあるのは「利用」と、第9条第1項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」と、「使用面積」とあるのは「利用面積」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「使用時間数」とあるのは「利用時間数」と、第9条第1項及び第3項、第10条並びに第11条中「使用料」とあるの

は「利用料」と、第9条第3項、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による改正後の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による指定管理者の指定に関する手続、施設等の使用（同条例第17条の規定により指定管理者に当該施設の管理を行わせる場合にあつては、利用。以下同じ。）の許可に必要な手続その他の行為は、前条本文に規定する施行の日（以下「施行日」という。）前であっても、これを行うことができる。

(使用料等の徴収)

第3条 前条の規定により施行日前に当該施行日以後の施設等の使用の許可を受けた者からは、当該施行日前においても当該許可に係る新条例第9条に規定する使用料（同条例第17条の規定により指定管理者に当該施設の管理を行わせる場合にあつては、利用料）を徴収することができる。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
陶原公民館	瀬戸市熊野町98番地

深川公民館	瀬戸市宮脇町 5 3 番地
祖母懐公民館	瀬戸市上ノ切町 4 3 番地
古瀬戸公民館	瀬戸市西拝戸町 1 6 番地の 1 0
東明公民館	瀬戸市西拝戸町 1 6 番地の 3
效範公民館	瀬戸市北山町 3 9 番地
長根公民館	瀬戸市城屋敷町 2 2 番地
水南公民館	瀬戸市東松山町 1 5 4 番地
山口公民館	瀬戸市田中町 1 0 8 番地
幡山公民館	瀬戸市幡山町 7 1 番地
掛川公民館	瀬戸市定光寺町 1 2 0 6 番地
原山公民館	瀬戸市原山台 8 丁目 1 6 3 番地
萩山公民館	瀬戸市萩山台 4 丁目 2 番地の 2
八幡公民館	瀬戸市八幡台 1 丁目 1 4 5 番地の 2

別表第 2（第 9 条、第 1 9 条関係）

使用面積	使用時間 1 時間ごとの単価（円）
2 0 m <sup>2</sup> 未満	2 1 0
2 0 m <sup>2</sup> 以上 4 0 m <sup>2</sup> 未満	4 1 0
4 0 m <sup>2</sup> 以上 6 0 m <sup>2</sup> 未満	6 2 0
6 0 m <sup>2</sup> 以上 8 0 m <sup>2</sup> 未満	8 3 0
8 0 m <sup>2</sup> 以上 1 0 0 m <sup>2</sup> 未満	1, 0 4 0
1 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 2 0 m <sup>2</sup> 未満	1, 2 5 0
1 2 0 m <sup>2</sup> 以上 1 4 0 m <sup>2</sup> 未満	1, 4 6 0
1 4 0 m <sup>2</sup> 以上 1 6 0 m <sup>2</sup> 未満	1, 6 7 0
1 6 0 m <sup>2</sup> 以上 1 8 0 m <sup>2</sup> 未満	1, 8 8 0

180 m <sup>2</sup> 以上	2,090
-----------------------	-------

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 使用時間の始期は毎正時とし、1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。
- 3 複数の部屋を同時に使用する場合の使用料の額は、部屋ごとに定める額を合計した額とする。
- 4 第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合においては、この表中「使用面積」とあるのは「利用面積」と、この表中及び同表備考中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えて適用する。

別表第3（第9条、第19条関係）

区分	金額
附属設備及び備品	1種類又は1品目につき、1回当たり 10,000円以内で市長が定める額